

平成 28 年度の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告についての補足説明

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会委員長

- 平成 28 年度の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告 5 の公益委員見解を取りまとめた趣旨等について説明します。

- 本年度の地域別最低賃金改定の引上げ額の目安を示すに当たっては、従来の考え方に沿って、最低賃金法第 9 条第 2 項に規定する労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の 3 要素に関し、統計資料等に基づき検討を行いました。
審議の中では、各種統計データ等に基づく調査審議を基本とし、賃金改定状況調査の第四表を最大限重視すべきであるとの意見や、引上げ額の議論だけではなく、最低生活賃金として賃金の絶対水準を重視した議論をすべきであるとの意見がありました。

- 公益委員見解を取りまとめるに当たっては、非正規雇用の増加傾向、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差といった状況も踏まえて「ニッポン一億総活躍プラン」等が取りまとめられ、これらに配慮した調査審議が求められたことについては、最低賃金法第 1 条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という法目的にも鑑みると、何らかの対処をすることが必要であると考え、こうした観点から審議を行ったものです。

- また、本年度の目安の金額が、従来と比較して高い水準にあることも踏まえ、今後、中央最低賃金審議会において、最低賃金の引上げが及ぼす影響について慎重に検討していく必要があると考えます。

- 各地方最低賃金審議会においては、これらの内容も踏まえて、本年度の地域別最低賃金の審議が行われることを期待します。